

「第二次島根県再犯防止推進計画（案）」に関するご意見と県の考え方

○意見募集期間：令和7年12月25日～令和8年1月26日

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p>第4章「推進体制」について</p> <p>推進体制（推進委員会）に、更生保護の現場である「更生保護施設しらふじ」の参加を得るべき。それによって、計画が実り多いものになると考える。</p>	<p>更生保護に関係する団体には更生保護施設以外にも複数のボランティア団体があります。これらの団体についても、推進委員会のメンバーである「松江保護観察所」が所管しており、連携がとられていると考えていますので、計画の推進体制どおりとさせていただきます。</p>
2	<p>第3章 1「就労・住居の確保等のための取組」について</p> <p>再犯者の7割が再犯時に無職とされていますので支援確保は秋眉の課題であり、協力雇用主への働きかけを行い、何らかのインセンティブを与える。運転免許などの資格取得への助成措置。生活困窮者自立支援制度の活用。</p> <p>住居の確保は、更生施設が6か月であることからして、それ以降については、市営住宅の確保を行う。</p>	<p>（就労支援について）</p> <p>現在、取り組んでいる求職者等の状況に応じた様々な支援を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークと連携した職業能力開発施設等における求職者が就職に必要な技術、専門知識等を習得するための職業訓練 ○しまね若者サポートステーションによる若年無業者等に対する職業相談から就労体験、フォローアップまでの一貫した支援 ○ミドル・シニア仕事センターによる求職中の中高年者（概ね45歳以上）に寄り添う伴走型の就労支援 ○レディース仕事センターによる求職中の女性に寄り添う伴走型の就労支援 ○障害者就業・生活支援センターによる障がい者の就業とそれに伴う生活に関する相談、職業準備訓練及び職場実習のあっせん等、地域の中で自立した生活を送るための支援 <p>（協力雇用主について）</p> <p>協力雇用主に関しては、所管する松江保護観察所に対して、ご意見の内容を伝えます。</p> <p>（住まいの確保について）</p> <p>住まいの確保については、賃貸住宅への円滑な入居のための以下の取組を引き続き行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県営住宅は、既に連帯保証人制度を廃止しており、また緊急連絡先は申込時に任意で記入を求めることとしています。 ○島根県居住支援協議会を通じて宅地建物取引業者、居住支援団体等と連携し、連帯保証人を求めない民間賃貸住宅の確保を推進していきます。

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
3	<p>第3章 2「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」について</p> <p>高齢者の再犯率が高い現状から、無年金者が必要な福祉・医療サービスが受給できるようにする。孤立が問題であるので、居場所づくりを行う。</p>	<p>(福祉・医療サービスの受給について)</p> <p>福祉サービス等の利用に向けては、生活保護の利用等が考えられ、福祉事務所や生活困窮者自立相談支援機関などによる支援を行なっています。</p> <p>今後も支援従事者研修等を通じて、更生支援に対する知識の習得や理解・協力の促進等を図り、支援を進めて参ります。</p> <p>(居場所づくりについて)</p> <p>ご意見を踏まえ、よりわかりやすい記述に修正します。(P19)</p> <table border="1" data-bbox="1106 571 2069 975"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 571 1576 619">修正前</th> <th data-bbox="1576 571 2069 619">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 619 1576 975"> <p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p> </td> <td data-bbox="1576 619 2069 975"> <p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持つこと、<u>孤立を防ぐために身近な高齢者サロンや通いの場への参加を促すなど</u>、いきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	修正前	修正後	<p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p>	<p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持つこと、<u>孤立を防ぐために身近な高齢者サロンや通いの場への参加を促すなど</u>、いきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p>
修正前	修正後					
<p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持ちながらいきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p>	<p>支援を必要としている高齢者だけではなく、高齢者が地域の中で社会的な役割を持つこと、<u>孤立を防ぐために身近な高齢者サロンや通いの場への参加を促すなど</u>、いきいきと生活することができるよう、市町村や地域包括支援センター等と連携し、自立した日常生活が包括的に確保されるよう取り組みます。</p>					
4	<p>第3章 3「子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した就学支援の実施等のための取組」について</p> <p>非行防止教室の実施</p>	<p>(非行防止教室の実施について)</p> <p>現在、小・中・高校生を対象に規範意識の醸成等を図るため、非行防止教室を実施しており、今後もその充実を図って参ります。なお、警察では、家庭の事情や子どもの悩み、課題に応じた個別相談や指導等にも対応しております。</p>				
5	<p>第3章 4「罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等ための取組」について</p> <p>相談窓口の設置</p>	<p>(相談窓口の設置について)</p> <p>現在行っております、再度非行に走る可能性が認められる少年の相談支援や暴力団員の離脱に向けた相談支援の取組を進めていきます。</p>				

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
6	<p>第3章 5「民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の促進のための取組」について 保護司の活動の支援体制の確立、広報活動の充実</p>	<p>保護司の活動支援等については、所管する松江保護観察所に対して、ご意見の内容を伝えます。</p>
7	<p>第3章 6「地域の包摂の推進のための取組（国・民間団体等との連携強化）」について 国と地方自治体との役割分担を明確にして、相互に連携しながら再犯防止に取り組む</p>	<p>第二次再犯防止推進計画では、国や民間団体等の取組も記載し、見える形としたところ です。この計画を基に関係機関が連携しながら再犯防止の取組を進めていきたいと考えて おります。</p>